

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
（1・8揭示）	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（〃）	1
○公共測量の終了の通知（2件）（用地対策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾・海岸課）	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則	3
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部装備施設課）	3

告 示

高知県告示第7号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年1月1日から同年3月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年1月9日から同年3月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和7年1月8日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第43号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年8月高知県告示第495号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高知大丸本館・東館
高知市帯屋町一丁目6番1号ほか
- 意見の概要
（1）交通事故防止に万全を期すること。特に歩行者の安全には十分に注意すること。
（2）建築行為がある場合は、建築基準法及び建築基準法関係規定を遵守すること。

高知県告示第44号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

大方町加入区

高知県告示第45号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和3年1月高知県告示第31号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和7年1月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

大方町加入区

高知県告示第46号

高知県土木部須崎土木事務所四万十町事務所長から令和6年5月高知県告示第372号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第47号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和6年12月高知県告示第701号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年1月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡仁淀川町田村字スズレノシタ716番2から 吾川郡仁淀川町田村字シヨジガウチ710番地先まで	前	42.6 }	22
	後	43.2 }	22
		53.1	

高知県告示第49号

昭和40年10月高知県告示第516号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 7を次のように改める。
- 7 土佐湾沿岸上ノ加江漁港海岸上ノ加江地区海岸の海岸保全区域
- （1） 海岸の名称
土佐湾沿岸上ノ加江漁港海岸上ノ加江地区海岸
- （2） 指定の場所
高岡郡中土佐町上ノ加江
- （3） 指定の区域
- ア 基準点
（ア） 高岡郡中土佐町上ノ加江字小湊277－16番地先に設けた点（基準鈺）を基準点1とする。
（イ） 基準点1から方位角288度37分46秒93.922メートルの点（基準鈺）を基準点2とする。
（ウ） 基準点2から方位角305度42分31秒73.770メートルの点（基準鈺）を基準点3とする。
（エ） 基準点3から方位角313度50分50秒91.587メートルの点（基準鈺）を基準点4とする。
（オ） 基準点4から方位角317度57分56秒93.552メートル

の点（基準^{ひょう}鋳）を基準点5とする。 （カ） 基準点5から方位角325度03分38秒88.502メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点6とする。 （キ） 基準点6から方位角359度47分58秒89.178メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点7とする。 （ク） 基準点7から方位角353度20分08秒69.985メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点8とする。 （ケ） 基準点8から方位角356度50分01秒83.623メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点9とする。 （コ） 基準点9から方位角352度47分16秒125.891メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点10とする。 イ 補助点 基A1 基準点10から方位角13度21分33秒10.777メートルの点 基A2 基準点9から方位角3度27分08秒50.467メートルの点 基A3 基準点6から方位角355度38分56秒46.911メートルの点 基A4 基準点6から方位角356度20分41秒25.050メートルの点 基A5 基準点6から方位角38度24分21秒6.022メートルの点 基A6 基準点6から方位角140度35分05秒32.827メートルの点 基A7 基準点5から方位角5度59分28秒5.346メートルの点 基A8 基準点4から方位角127度53分39秒23.951メートルの点 基A9 基準点3から方位角345度56分45秒25.511メートルの点 基A10 基準点3から方位角147度55分58秒48.833メートルの点 基A11 基準点1から方位角7度20分45秒4.278メートルの点 基A12 基準点1から方位角13度10分14秒79.329メートルの点 基A13 基準点1から方位角17度10分05秒79.505メートルの点 基A14 基準点1から方位角17度42分29秒77.711メートルの点 基A15 基準点1から方位角139度48分51秒10.145メートルの点 基A16 基準点3から方位角169度09分53秒46.412メートルの点 基A17 基準点3から方位角194度57分53秒15.804メー	トルの点 基A18 基準点5から方位角258度30分45秒8.159メートルの点 基A19 基準点6から方位角159度42分40秒33.401メートルの点 基A20 基準点6から方位角274度38分53秒6.553メートルの点 基A21 基準点6から方位角331度37分53秒26.245メートルの点 基A22 基準点6から方位角342度30分23秒48.396メートルの点 基A23 基準点9から方位角350度51分02秒49.796メートルの点 基A24 基準点10から方位角314度59分48秒11.720メートルの点 ウ 区域 基A1から基A24まで及び基A1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 11を次のように改める。 11 豊後水道東沿岸下川口漁港海岸下川口地区海岸の海岸保全区域 （1） 海岸の名称 豊後水道東沿岸下川口漁港海岸下川口地区海岸 （2） 指定の場所 土佐清水市下川口 （3） 指定の区域 ア 基準点 （ア） 土佐清水市下川口字前ノ濱1131－1番に設けた点（基準^{ひょう}鋳）を基準点1とする。 （イ） 基準点1から方位角81度32分57秒86.310メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点2とする。 （ウ） 基準点2から方位角97度36分14秒99.301メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点3とする。 （エ） 基準点3から方位角115度31分02秒127.326メートルの点（基準^{ひょう}鋳）を基準点4とする。 イ 補助点 基A1 基準点4から方位角55度26分11秒17.027メートルの点 基A2 基準点4から方位角328度44分32秒24.090メートルの点 基A3 基準点4から方位角324度06分10秒28.252メートルの点 基A4 基準点4から方位角304度02分53秒72.197メートルの点 基A5 基準点4から方位角298度12分22秒123.623メー	トルの点 基A6 基準点4から方位角299度48分29秒124.010メートルの点 基A7 基準点2から方位角85度41分01秒62.727メートルの点 基A8 基準点2から方位角80度28分32秒44.801メートルの点 基A9 基準点2から方位角72度56分43秒28.740メートルの点 基A10 基準点2から方位角57度23分21秒15.154メートルの点 基A11 基準点2から方位角282度43分05秒27.958メートルの点 基A12 基準点1から方位角65度54分04秒43.124メートルの点 基A13 基準点1から方位角56度07分08秒27.347メートルの点 基A14 基準点1から方位角34度54分04秒15.316メートルの点 基A15 基準点1から方位角354度09分23秒9.724メートルの点 基A16 基準点1から方位角348度16分57秒17.510メートルの点 基A17 基準点1から方位角19度10分25秒21.466メートルの点 基A18 基準点1から方位角42度50分59秒31.414メートルの点 基A19 基準点1から方位角56度33分04秒46.203メートルの点 基A20 基準点2から方位角296度54分01秒31.041メートルの点 基A21 基準点2から方位角37度44分52秒20.311メートルの点 基A22 基準点2から方位角59度23分25秒32.069メートルの点 基A23 基準点2から方位角71度13分10秒47.459メートルの点 基A24 基準点2から方位角79度01分00秒65.379メートルの点 ウ 区域 基A1から基A24まで及び基A1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 15を次のように改める。 15 豊後水道東沿岸三崎漁港海岸三崎地区海岸の海岸保全区域 （1） 海岸の名称
---	---	--

豊後水道東沿岸三崎漁港海岸三崎地区海岸	
(2) 指定の場所	土佐清水市三崎
(3) 指定の区域	ア 基準点
(ア) 土佐清水市下益野字タキノ下1番にある2級基準点M-1点（基準鋺）を基準点1とする。	
(イ) 基準点1から方位角252度46分18秒249.961メートルの点（基準鋺）を基準点2とする。	
(ウ) 基準点2から方位角261度37分57秒435.912メートルの点（基準鋺）を基準点3とする。	
(エ) 基準点3から方位角255度24分17秒444.193メートルの点（基準鋺）を基準点4とする。	
イ 補助点	
基A1	基準点1から方位角169度59分16秒113.903メートルの点
基A2	基準点1から方位角218度19分39秒167.922メートルの点
基A3	基準点1から方位角236度02分39秒128.872メートルの点
基A4	基準点2から方位角101度50分36秒88.000メートルの点
基A5	基準点2から方位角64度06分28秒63.268メートルの点
基A6	基準点2から方位角64度30分58秒55.513メートルの点
基A7	基準点2から方位角68度17分44秒55.906メートルの点
基A8	基準点2から方位角72度29分06秒38.504メートルの点
基A9	基準点2から方位角116度42分43秒9.065メートルの点
基A10	基準点2から方位角102度44分02秒6.850メートルの点
基A11	基準点2から方位角136度36分23秒4.691メートルの点
基A12	基準点2から方位角139度21分15秒3.344メートルの点
基A13	基準点2から方位角232度03分57秒29.288メートルの点
基A14	基準点2から方位角253度40分03秒29.704メートルの点
基A15	基準点2から方位角20度23分31秒10.251メートルの点
基A16	基準点2から方位角40度17分01秒18.894メート

ルの点	
基A17	基準点2から方位角51度28分51秒40.401メートルの点
基A18	基準点2から方位角56度25分52秒82.566メートルの点
基A19	基準点2から方位角58度00分48秒101.323メートルの点
基A20	基準点2から方位角60度49分33秒127.189メートルの点
基B1	基準点4から方位角153度08分52秒168.254メートルの点
基B2	基準点4から方位角173度49分57秒253.992メートルの点
基B3	基準点4から方位角197度53分29秒217.884メートルの点
基B4	基準点4から方位角211度38分07秒225.086メートルの点
基B5	基準点4から方位角215度58分48秒185.188メートルの点
基B6	基準点4から方位角222度17分11秒148.253メートルの点
基B7	基準点4から方位角223度46分41秒134.379メートルの点
基B8	基準点4から方位角226度34分53秒120.448メートルの点
基B9	基準点4から方位角228度10分42秒113.357メートルの点
基B10	基準点4から方位角231度42分21秒98.771メートルの点
基B11	基準点4から方位角236度04分33秒82.751メートルの点
基B12	基準点4から方位角239度56分02秒70.868メートルの点
基B13	基準点4から方位角256度36分18秒42.803メートルの点
ウ 区域	
(ア) A地区	基A1から基A20まで及び基A1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
(イ) B地区	基B1から基B13まで及び基B1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公 安 委 員 会 規 則	

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年1月21日	
高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久	
高知県公安委員会規則第1号	
高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則	
高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。	
第2条の見出し中「射撃競技用けん銃等」を「射撃競技用拳銃等」に改め、同条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に、「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改める。	
第3条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。	
第4条第2項の表中「第8条第1号、第2号若しくは第4号」を「第11条第1号、第2号若しくは第4号」に、「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。	
第5条第7項中「本部長」を「高知県警察本部長（以下「本部長」という。）」に改める。	
第6条第3項中「高知県警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改める。	
附 則	
この規則は、公布の日から施行する。	

落 札 公 告	

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。	
令和7年1月21日	
高知県警察本部長 清水 善弘	
1	随意契約に係る借入物品の名称及び数量 交通規制管理システム 一式
2	契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
3	随意契約の相手方を決定した日 令和6年12月16日
4	随意契約の相手方の氏名及び住所 アトミクス株式会社 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号
5	随意契約に係る契約金額 月額 676,500円
6	契約の相手方を決定した手続 随意契約
7	随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1
項第8号に該当するため